

令和6年8月1日

報道機関 各位

福島県護國神社社務所

境内での取材についてのお願い

1、境内での取材許可の申請

- ・令和5年8月より、境内での取材は、事前にお電話にて当神社の許可（仮）が必要となりました。
- ・今までの取材においては、上記の件を報道機関各位に周知徹底しておりませんでしたので、お電話をいただいている方も取材許可をいたしました。今後は必ずお電話にて取材許可（仮）の申請をお願いいたします。
- ・今後の取材より、お電話をいただかない当日の直接申請は許可できませんので、ご了承願います。
- ・お電話にて当神社の取材許可（仮）を受けた報道機関各位は、当日取材前に神社職員へ名刺を渡して、下記の注意事項を読んで正式な取材許可の後に、取材を開始して下さい。その際に腕章をお渡ししますので、見えるように装着して下さい。

1、境内での取材マナーとルール

- ・神社は宗教施設ですので、取材を開始する前に神様へ取材開始報告のお参り（2礼2拍手1礼）をしてから取材して下さい。
- ・取材を終了したら、神様へ取材終了報告のお参り（2礼2拍手1礼）をした後に、腕章を神社職員へお返し下さい。
- ・服装は露出を控え、Tシャツ、ジーパン、短パン、サンダル等の軽装過ぎるものは避けて下さい。
- ・神社社殿内での取材は、指示された所定の場所で行います。
- ・参拝者の映像取材の場合、必ず本人の許可を得て下さい。
- ・祭典中は、スマホ等の使用はご遠慮願います。
- ・境内の構築物等に荷物を置いたり、寄り掛かったり、その他一般常識に欠ける行動は慎んで下さい。
- ・参拝者より苦情があった場合は、取材を中止していただきます。

※今までマナーが悪く、ルールを守らない一部の報道機関の方がおられましたので、細々と注意事項を記させていただきました。何とぞご了承願います。

福島県護國神社社務所

024-535-0519

(午前9時より午後5時 通話可)